



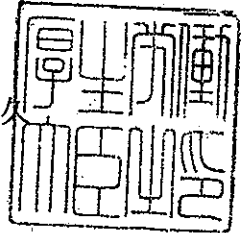
厚生労働省発基0301第3号

平成29年3月1日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則に規定する介護補償給付及び介護給付の限度額等の引上げ

一 常時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がその額を超えるときに支給する限度額を、月額十万五千百三十円（現行十万四千九百五十円）に、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき等に支給する額を、月額五万七千百十円（現行五万七千三十円）に改めること。

二 随時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がその額を超えるときに支給する限度額を、月額五万二千五百七十円（現行五万二千四百八十円）に、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき等に支給する額を、月額二万八千五百六十円（現行二万八千五百二十円）に改めること。

第二 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則に規定する介護料の引上げ

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付を受けている者であつて常時介護を必要とするものに支給する介護料の額を、介護の程度に応じて月額五万七千百十

円、四万二千八百三十円又は二万八千五百六十円（現行五万七千三十円、四万二千七百七十円又は二万八千五百二十円）に、介護に要する費用として支出した費用がこれを超えるときに支給する限度額を、介護の程度に応じて月額十万五千百三十円、七万八千八百五十円又は五万二千五百七十円（現行十万四千九百五十円、七万八千七百十円又は五万二千四百八十円）に改めること。

第三 個人番号の利用による添付書類の省略

遺族補償年金の請求等の手続において添付書類として提出させている住民票の写しについて、請求人等の個人番号の提供を受けている場合に、地方公共団体情報システム機構から当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、当該書類の提出を省略することができるものとする。

第四 その他所要の規定の整備を行うこと

第五 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十九年四月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係省令について所要の規定の整備を行

